



令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入



自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる違反行為は **113種類**

反則通告制度の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例

信号無視



通行禁止違反



遮断踏切立入り



携帯電話の使用等



一時不停止



車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

みんなを守る110番！

110番通報の6つのポイント



1月10日は110番の日

走行前の確認・点検が重要

～冬期の交通事故防止～

飛騨高山へ旅行に行くか！



STOP
そのタイヤ大丈夫ですか？

❄️気を付けるべきポイント❄️

- **タイヤの点検！**
タイヤが摩耗していませんか
- **気象・道路状況の事前確認！**
立ち往生などの被害に注意
- **レンタカーの点検！**
冬用タイヤが装着されてるか確認しましょう。



大垣警察署ホームページはこちらです。是非一度ご覧ください。

※緊急でない相談等は「#9110」をご利用ください※